

様式第6号(その1)(第7条関係)

入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和5年8月25日 本渡浄化センター2階 第2会議室(13:30~16:00)	
出席委員氏名	上原委員長 吉田委員	川邊副委員長 松下委員
欠席委員氏名		
審議対象期間	令和5年4月1日から令和5年6月30日まで	
抽出案件	総件数 10件	(備考)
一般競争入札	1件	
公募型指名競争入札	0件	
通常指名競争入札	9件	
随意契約	0件	
委員からの意見、質問及びそれに対する回答	意見及び質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見及び質問	回 答
<p>1. 入札及び契約手続きの運用状況報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし <p>2. 建設工事抽出事案の審議について</p> <p>① <u>小宮地排水機場低圧配電盤類整備工事</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の指名業者と前回入札中止したときの指名業者は同じなのか。 ・ 当初設置した業者でなくても対応できる工事であったのか。 <p>② <u>小島子線道路舗装工事</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この工事に限らないが、週休2日などの働き方改革は、工期や入札にどう影響しているのか。 <p>③ <u>本渡運動公園改修その1工事</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし <p>④ <u>知ヶ崎団地1号棟解体工事</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市発注工事やコリンズに実績がない業者も指名しているが、どのような選定理由か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前は、入札公告期間中に指名業者から工期内での材料調達が難しいため工期の延長ができないかとの質問があり、他の指名業者にも確認したところ、皆同様の状況であることが分かったため、一旦入札を中止して工期の見直しを行った。予算の繰越しを行い、工期を年度末まで延ばして、再度同じ業者を指名し入札を行った。 ・ この工事については、特定の業者でなくても排水機場の電気設備の実績がある業者であれば、どの業者でもできると判断した。 ・ 市では今年の4月から週休2日の試行工事を導入している。働き手の休みを確保することで、受注者に担い手の育成や継続的な企業経営を進めてもらうため、当初設計の段階から週休2日をとる前提で積算し工期も長く設定している。 ・ 解体工事に限らず、格付がない工種の指名については、指名方針の中で、公共工事の施工実績がない業者でも設計金額が330万円未満の工事に指名できるとしており、今回の工事は330万円未満の工事であるため、施工実績の有無に関わらず、本渡地域の解体工事の有資格者全者を指名した。

⑤ 佐伊津小学校相撲場上屋
建築工事

・ 質疑なし

⑥ 倉岳中学校トイレ改修設
備工事

・ 落札者と同額で入札している業者がもう1者いるが、どのように落札者を決定したのか。

⑦ 山浦1号線道路改良工事

・ 質疑なし

⑧ 浄南町配水管布設替工事

・ 質疑なし

⑨ 立大多尾榎浦線（浜丸橋）
橋梁補修工事

・ 指名業者を選定する際に施工実績を求めるのはどのような場合か。

⑩ （都）太田町水の平線道
路改良その2工事

・ 質疑なし

3. 指名停止の運用状況について

・ 該当なし

4. 非指名理由等の再苦情に係る審査

・ 該当なし

・ 電子入札システムで入札を行う案件については、電子くじで落札者を決定する。電子くじは、入札参加者が入札時に任意に入力した3ケタの番号と入札書到達順の数字を使用し、電子入札システムにおいて実施する。くじの結果や手順については公開しており、これまで苦情等はない。

・ 330万円以上の格付をしていない業種の工事や、格付をしている業種であっても、土木・建築一式工事であれば6,000万円以上、それ以外の工事であれば3,000万円以上の工事であれば施工実績を求める。